



Australian Government

クジラの保護と管理

## 国際捕鯨委員会（IWC）の今後のあり方について

---

本書は、国際捕鯨委員会（IWC）が組織改革と近代化を進めるための戦略の概要をまとめたものである。

この作業を通じ、オーストラリアは今後、IWC への協力体制をますます強化していく方針である。本書では、IWC 加盟国がクジラ個体群へおよぼす人類のさまざまな影響を管理し、IWC が 21 世紀における新たな状況に適合できる組織となるために、加盟各国が、近年における IWC の捕鯨保護管理体制の成果を足がかりに、今後どのような道を進むべきかについて、いくつかの提言を行っている。ここで IWC に求められるのは、世界最高のクジラ保護管理方法のもとで、人類とクジラ種との関係をしっかりと管理していくことである。

本書では、現在 IWC が行使しうる一連の管理手法の拡大を図り、それにより、この組織がクジラ種の保護管理に関する将来的必要性に応え、また同時に、生態系を基本とする現代の管理原則とは相容れない諸活動の抑制・廃止に取り組むための具体的方策について、いくつかの提言を行っている。

---



**Australian Government**



## Australian Government

### 本書の要旨

オーストラリアは、IWC を、地球的規模でクジラ種（クジラ、イルカ、ネズミイルカ）の保護と管理を行い、個体群の回復を実現する責任を担う、最重要の国際機関と位置づけている。クジラ種は、年間で何千キロという膨大な距離を移動するため、その保護は全地球的な関心事であり、そのために責任ある集団的管理体制が必要である。

オーストラリアは、地球規模の複雑な諸問題に対し、多国間との協議を通じその解決に全力で取り組んでおり、現代における海洋の保護と管理のために、長年にわたり貢献を続けている。こうした強い熱意をもって、オーストラリアは IWC の活動を今後も支持し、また IWC がより実効的な組織となるよう、他の加盟国との協力体制の構築を目指すものである。

IWC 設立後の数十年間、その管理下でクジラの乱獲が行われた時期があった。しかし近年は以下のようなさまざまな成果を挙げている：

- ・ 商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）
- ・ 捕鯨禁止水域（サンクチュアリ）の指定
- ・ 先住民生存捕鯨の捕獲割り当て管理の改善
- ・ 新たな環境問題の検討

加盟各国はこうした成果を足がかりに、IWC が現在の海洋管理手法と調和する組織となるよう努力し、それにより IWC が新たな環境問題に対し、有効な取り組みを行えるようにする必要がある。

IWC は現在、以下をはじめとするさまざまな課題を抱えている：

- ・ 責任ある共同管理体制からの加盟国の「脱退」を許す状況
- ・ 特別許可証による調査捕鯨件数の劇的な増加
- ・ 法的強制力・執行力ある強固な枠組みの欠如
- ・ 科学的知識の不足を補う組織的な体制の欠如
- ・ 動物保護や小型クジラ種の管理などの問題で IWC の役割をどう捉えるかについての、加盟各国の意見の相違

IWC の未来を話し合うにあたっては、以上のような欠点を受け止め、その上で国際捕鯨取締条約（ICRW）締結後の海洋管理、人類によるクジラの利用方法、クジラ保護の現状の大きな変化に対応していくことが、求められている。

最も重要なのは、特定の国の一方的な決定による調査捕鯨の特別許可証の発給、および条約第 8 条を盾にしたかかる行為の正当化が、IWC およびその加盟国の協力体制を弱体化させているという点である。これが加盟各国間の深刻な緊張を招き、手続きをより煩雑なものとし、ひいては IWC の改革の障害となっている。



## Australian Government

IWC 加盟国がより協調し実効性のある活動を行うためには、この特別許可証による調査捕鯨の問題に取り組まなくてはならない。

IWC は、捕獲割当量によってクジラを管理する手法を過去に採ってきたが、現在のクジラ保護管理に対するニーズを考えると、ICRW の下での管理手法には、十分な選択肢を持たないという欠点がある。現在の IWC の管理に対する考え方は捕鯨だけを目標としており、非消費型のクジラの利用法を検討するための制度的枠組みが存在しない。つまり、捕鯨以外の脅威が、脆弱な個体群に及ぼす影響については、十分な取り組みがなされていないのである。地球温暖化、漁業活動、海洋汚染、観光産業に対する法規制の不備、船舶との衝突事故、生息環境の悪化という、新たな真の脅威からクジラ種をいかに守るかという取り組みには、まだまだ向上の余地があるといわざるを得ない。

オーストラリアは、こうした点について IWC に次のような提言を行う：

- ・ クジラ種に関連する諸問題と脅威を踏まえての、**国際間の合意に基づく組織的な保護管理プランの策定**
- ・ クジラ種の保護管理による成果を向上させるための、**地域的・非致命的共同調査プログラムの実施**
- ・ 合意に基づく捕鯨調査の優先順位と捕鯨調査実施の可否を決める基準の設定、および一方的な「特別許可証」発給に基づく調査捕鯨の廃止を含む、ICRW および IWC 主導の**科学調査管理の改革**



## Australian Government

### 1. クジラ保護に関するオーストラリアの見解

オーストラリア政府は、次の三つの理由により商業捕鯨および調査捕鯨に反対する：

経済的理由：こんにち、人間の基本的なニーズを満たすという目的のためには、商業捕鯨はもはや必要でない。過去において、商業目的でのクジラの捕獲により、多くの個体群が絶滅寸前にまで追い込まれたということがあった。過去にはクジラからのみ得られたものであっても、現在はそのすべてについて代用物が存在する。また、世界の趨勢として、クジラを消費するのではなく、持続可能な方法で利用すべきという声が高まり続けている。保護規制のもとでのホエール・ウォッチングやエコ・ツーリズムなどはその一例であり、特にホエールウォッチングは、クジラの商業的利用方法として唯一適切なものだという見方が大きく広がっている。

生態系保護および科学的理由：オーストラリア人は、本質的にクジラとその海洋生態系における役割の大切を、よく理解する国民である。現在行われている非致命的調査によれば、クジラおよび他の重要な捕食動物は、健全な海洋生態系の維持に重要な役割を果たしており、したがって消費されるよりも保護されるべきだということが明らかになっている。クジラは移動活動が非常に活発な動物のため、その保護と管理は人類全体に共通する関心事であり、そのために責任ある、共同的な管理手法が必要になる。

倫理的理由：たとえ技術が進んだ現代においても、クジラの捕獲法はいまだに受け入れがたいほど残虐である。国際的な検証によっても、クジラの殺し方には深い憂慮が提起されている。クジラの大きさ、身体的特徴、神経組織を考えると、人道的なクジラの殺害方法など存在しない。

オーストラリアは、複雑な地球規模の問題に対し、多国間協議の場で熱心に取り組んでおり、また現代の海洋保護と管理について、長い間貢献を続けている。また、これからも IWC の活動に建設的に貢献を続けていくつもりである。なぜなら、オーストラリアは IWC について、地球規模でクジラ種（クジラ、イルカ、ネズミイルカ）の保護と管理を行い、個体群の回復を実現する責任を担う、最重要の国際機関と位置づけているからである。

オーストラリアは、IWC 加盟国の中には、商業捕鯨や致命的調査捕鯨について見解を異にする国があることを理解している。しかし、重要なクジラ保護管理政策の中には、開かれた、建設的な取り組みを通じ、IWC がコンセンサスによって大幅に改善できるものが数多くあると、われわれは信ずるものである。

われわれは、IWC が過去の成果を今後も維持し、また同時に 21 世紀の鯨保護における課題に取り組めるだけの技術・手段を備えられるよう、一致協力して行かなくてはならないと考える。



## Australian Government

## 2. IWC の現状

### 2.1 IWC の成果 - クジラ個体群の管理

IWC 設立後の数十年間、その管理下でクジラの乱獲が行われた時期があった。しかし近年は以下のようなさまざまな成果を上げている：

- ・ 商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）
- ・ 捕鯨禁止水域（サンクチュアリ）の指定
- ・ 先住民生存捕鯨の捕獲割り当て管理の改善
- ・ 新たな環境問題の検討

1982 年に採択されたモラトリアムは、乱獲により絶滅の危機に瀕していた多数のクジラ個体群を救ったと、各方面から広く評価されている。このモラトリアムが実施されて以来、個体群の中には回復が見られるものも出てくるようになった。しかし、種や個体群によって数の減少に大きな差があったことから、回復の度合いもまた一様でない。寿命が長く繁殖に比較的時間を要するクジラ種の場合、大幅な回復を目指すには数十年程度の保護では短すぎるというべきであろう。

IWC 加盟国の大多数はモラトリアムを支持しており、IWC の管理政策の中で最も成功した例の一つだという声も高い。

モラトリアムを実施する一方で、IWC は同時期に先住民生存捕鯨枠（AWMPs）の管理手続きを大幅に改善し、活用することに成功している。

近年、IWC では保存委員会を創設し、加盟国の検討する問題の枠を広げ、それにより、捕鯨以外の脅威からクジラを保護することを考える機会を、新たに加盟国に与えている。

こうしていくつかの成果を上げている一方で、21 世紀におけるクジラ種の保護と管理という点では、IWC は十分に中心的役割を果たしているとは言えない。特に以下は大きな欠点といえよう：

- ・ 責任ある共同管理体制から加盟国が「脱退」可能という制度的欠陥
- ・ 調査捕鯨のための特別許可証発給件数の劇的な増加
- ・ 法的強制力・執行力ある強固な制度的枠組みの欠如
- ・ 科学的知識の不足を補う総合的体制の欠如
- ・ 絶滅の危機に瀕した小型クジラ種の個体群を保護する具体案の欠如

IWC の将来について議論するときは、これらの問題の解決についても必ず話し合わなくてはならない。



## Australian Government

もっとも重要な点は、IWC が今後どのような方向を目指すにしても、現在のように捕鯨という一点からのみクジラの保護と管理を考えるのではなく、管理目標や優先事項を取り入れた、より広い視点を持つべきである、ということである。ここでいう目標と優先事項は、クジラ

特有のものだけでなく、さらに広い生態系を対象とする新たな環境的脅威や、地球温暖化のような海洋生態系全体への脅威についても対応できるものでなければならない。

### 2.2 IWC を取り巻く状況

IWC は過去 20 年の間、重要な成功を収めてきてはいるものの、その一方で主要問題に関する加盟国の分極化や、加盟国間の対立が特徴的な組織というイメージなどの指摘もある。

調査捕鯨の実施は、加盟国間に強い緊張をもたらし、共同作業や加盟国が採用した共同管理体制の弱体化という結果につながった。また、モラトリアム反対派の国による、商業捕鯨の年間捕獲枠設定の一方的宣言も、IWC の共同作業を有名無実化する原因となった。

条約第 8 条に基づく一方的な捕鯨開始の宣言、およびモラトリアムへの反対は、IWC とその加盟国にとって根本的なジレンマであり、IWC が将来へ向かっていく上での最大の障害となっている。オーストラリアは、調査捕鯨問題に取り組むことによって、短中期的なスパンで実際的な保護活動の成果を上げ、かつ第 8 条の永久削除と IWC の共同作業から加盟国の脱退を防ぐ体制構築のために、必要な手段を講ずるべきと強く信ずるものである。

加盟国間の分極化や対立があるとしても、それは IWC が組織として安定性や意思決定能力を失ったということの意味するものでは決してない、というのがオーストラリアの見解である。IWC は、今でも十分機能しており、加盟国は IWC の欠点を埋めるよう共同で取り組み、クジラ類の保護と管理のためのより良い方法を探るべきである。

### 2.3 改革の必要性

国際捕鯨条約の最初の調印国は、「鯨資源の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする条約」を締結した。クジラが人間にとって主に捕獲の対象であった時代が過ぎた後も、IWC がクジラ種の管理における最高機関であることは、国際社会の中で数回にわたり認識されている。

1946 年の設立以来、IWC は時代とともに変化を遂げている。同時期に設立した国際組織が、現在も国際問題の取り組みに不可欠であると同様に、IWC も時代に取り残されてはならない。

IWC は、今後も変化を続ける世界情勢に対応していかなければならない。IWC の組織と運営は、21 世紀における人間とクジラとのかかわり方の基礎となっている科学的知識と規範を反映すべきである。1946 年以来、世界の中で次のような変化が起きている：

- ・ 商業捕鯨によるクジラ個体群の劇的な減少
- ・ 定置網による混獲、魚の乱獲、海洋汚染、クジラ種の病気、地球温暖化、観光産業（ホエールウォッチング）の法規制の不備、クジラと船舶との衝突事故、生息環境の悪化などのクジラ個体群への新たな脅威



## Australian Government

- ・ ホエールウォッチングなどの、クジラを消費せずに経済効果を高める新たな利用法の出現
- ・ 世界の多数地域でクジラ保護賛成派が増加するという、大衆の劇的な変化

海洋管理もまた次のような変化を遂げてきた。この変化は、特に、海洋における人間の影響を統括する国際的法規制および制度のネットワークの成長に拠るところが大きい：

- ・ 国連海洋法条約およびこれを実施するための協定
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
- ・ 移動性野生動物種の保全に関する条約
- ・ 各地／各国の漁業管理組織
- ・ 南極条約／南極海洋生物資源保存条約

さらに、「環境と開発のための国連会議」「リオ宣言のアジェンダ 21」などを受けて、規範的原則や公約が数多く生まれた。また、統合された「生態系にもとづく管理」「予防的措置」「世代間利害調整」「共通の関心事」というコンセプトが、現代の標準的な海洋管理の基礎となってきた。

現在は、われわれ加盟国にとって、IWC のこれまでの成果をもとに、IWC を現代の海洋管理実務と調和させながら、IWC の将来のための基盤を築くチャンスである。IWC を近代化させることができれば、クジラの保護、管理、回復という目的を達成し、継続させ、拡大することができる。それにあたっては、IWC は可能な限りコンセンサスによる意思決定を目指すべきである。IWC 加盟国間は、いまだにさまざまな問題で意見が大きく分かれているが、クジラの保護管理政策に関する極めて重要な問題の中には、コンセンサスを通じ IWC が大幅な改善を達成できるものもある。

商業捕鯨に関しては、オーストラリアは断固反対の立場をとるものであるが、その一方、IWC 加盟国の 4 分の 3 が何らかの形での商業捕鯨再開に賛成する可能性があるということも理解している。オーストラリアはいかなる商業捕鯨も支持しないが、IWC におけるクジラ種の管理に関する議論への参加を拒むことは決してない。



## Australian Government

### 3. IWC の今後

IWC は、鯨資源の適切な保護と、捕鯨産業の秩序ある発展を目指して設立した組織である。しかし、IWC では現在、捕獲されるクジラの個数調整以外にクジラを管理する手段を持ち合わせていない。

AWMP（原住民生存捕鯨管理方式）および RMP（改訂管理方式）は、捕鯨以外の人間の活動によるクジラの死亡原因を考察するためのものであり、クジラの捕獲枠割り当てから、捕鯨以外の原因で死亡した個数を差し引くことを目的とするものである。しかし、この手続きの目標は、あくまで前もって指定された保護規則に対応しながら、捕獲個数を最大化することにある。したがって、AWMP と RMP は、クジラを消費しないという目標に基づく管理を促進するものではない。さらにこの二つは、クジラの個体群に対する捕鯨以外の脅威に取り組んでおらず、また大幅に減少した個体群に適合するようにもできていない。したがって、既存の管理手法だけでは、現代のクジラへの脅威に対応するには不十分なのである。

現在、IWC を通じてのクジラの管理は、商業捕鯨捕獲割り当てをゼロにすること（モラトリウム、サンクチュアリの設定により）、あるいは原住民生存捕鯨の対象となる個体群に限定する（現在は 5 つの個体群のみ）に限られている。これらの手法は、以下のような成果を挙げるための保護・管理上のオプションを含んでいない：

- ・ 定置網に混獲されるクジラの減少
- ・ ホエールウォッチングの規制
- ・ クジラ個体群の回復
- ・ 効果的なサンクチュアリの設定

特定の個体群の減少や、特定の脅威に対応できるよう、臨機応変な保護管理オプションを策定するには、これらの成果を目指す姿勢が肝要である。

さらに、現在は、国際的に十分な精査や法規制がないまま、クジラの個体群の捕殺の割合が増加している。毎年約 2700 頭のクジラが捕殺されているが、そのうち AWMP を通じ、IWC の直接かつ加盟国の共同作業による規制下でのものは、わずか 460 頭に過ぎない。それ以外の 1052 頭は、モラトリウム反対にもとづく商業目的で、残りは特別許可証にもとづく科学調査の名目で、毎年捕殺されている。こうした一方的な捕獲割り当て数の増加と、クジラの捕殺に対する不十分な精査によって、IWC の集団的共同作業と管理手段は実効性を失っている。

#### 3.1 保護管理プラン

IWC がクジラ個体群の保護管理を改善するためには、保護管理プランの策定が必要である。その目標として、定置網漁業の縮小やホエールウォッチング法規制の強化などにより、捕鯨以外の脅威に取り組むべきである。このプランは、特定のクジラ種個体群の回復を支援するために、臨機応変なものとするべきと考える。

プランが効率的であるためには、他の関連する国際協定にもとづく行動と連携し、それを補完する必要がある。また、他の関連する国際組織の加盟国政府からの支援も、定置網漁業や船舶との衝突などの脅威を管理するために必要である。



## Australian Government

IWC は、特定の種や個体群への脅威とともに、複数の種に対する脅威にも焦点を当てたプランを採用すべきである。このプランでは、捕鯨を越えた範囲を対象とするため、小型クジラ種も対象に含めることができ、こうした小型クジラ種の存続を危うくするさまざまな脅威に対抗することが可能となる。場合によっては、このプランは評価プロセスや、脅威であることが明らかな事態に取り組むための対策を含む、国際的な個体群回復プランとなるべきである。このような国際的プランがあれば、加盟各国の努力に対し、IWC が組織的かつ強化された支援体制を提供し、リーダーシップを発揮することができるであろう。

現在考えられる保護管理プランには、次のようなものがある：

- ・ 南太平洋ザトウクジラ回復計画：捕鯨前は大量に存在した南太平洋のザトウクジラのうち、いくつかの個体群はいまだ捕鯨前のレベルには程遠い。この回復プランでは、入手可能な情報を検証し、必要な研究内容を決定し、すでに脅威が特定されていれば、その脅威を縮小する。
- ・ 高緯度地域に存在するクジラと地球温暖化の研究：地球温暖化が早いペースで進む中で、北極や南極の生態系における未捕獲のクジラ個体群について、その個体群動態への理解が深まることにより、生態系の変化の性格と度合いに関する貴重な情報が得られる可能性がある。それにより、管理目標に取り組む予測モデルと緩和モデルを、より正確なものとすることができる。
- ・ 太平洋北西域のコククジラ：深刻な絶滅の危機に瀕しているこの個体群は、存続不可能なレベルの定置網漁業と、工業による餌場の環境悪化という脅威にさらされている。この種の保護管理計画では、考えうる個体数変動曲線や脅威の縮小規模を中心とする定量的な目標を設定し、パフォーマンス基準にもとづく脅威縮小策を立案することが考えられる。このプランには、周辺諸国の直接的な協力や支援が不可欠であり、他の国際機関のとの対策と統合していくことが非常に大切である。

効果的かつ近代的な管理プランでは、個体群、脅威、問題の評価と優先順位を決定するために、相当な努力を要する。保護管理計画の策定に取り組むことにより、クジラ種の保護管理をめぐる地球規模の懸念に対する IWC の対応能力は、強化されるであろう。これは、監視や検証の枠組み作りの点でも同様である。

このアプローチは、IWC の会合に参加する専門家の作業の価値を高め、クジラ種保護に関する現代の新たな問題への積極的な貢献という枠組みの中で、さらに困難な討論を行うことを可能にするであろう。

### 3.2 地域的・非致命的共同研究プログラム

クジラ種の適切な保護管理プランには、厳格な科学的枠組みに裏付けされた、効果的な管理対策が必要である。IWC の科学委員会は、総合的評価等のメカニズムを通じてこれまで効果的な枠組みを提供してきたが、クジラを対象とする科学研究にはまだ多くの点で向上の余地がある。



## Australian Government

まず、科学委員会には、「知識の溝」といわれるものに取り組むための、組織的なメカニズムが欠けている。総合的評価によって、われわれが現在何を知っているかを特定することはできるかもしれないが、研究の必要性に関する優先順位を決めたり、特定された

知識の溝を埋めるために加盟国が共同で作業できるような組織的なメカニズムがない。こうした点は、信憑性ある科学の効果的かつ信頼できる進歩の妨げであり、その一方で、いくつかの国は、これを逆に「調査捕鯨」の必要性に関する主張の裏づけとして利用している。

保護管理のための科学の進歩と同様に、共同研究は、国家間が理解を共有し、国家レベルあるいは地域レベルでの能力を向上するために貢献するものである。また、研究機関、政府、地方コミュニティ、非政府組織（NGO）、ホエールウォッチング観光業者などの民間企業をはじめとするクジラに関連するステークホルダー間の信頼と誠実を構築するのに役立つ。

特定の脅威に取り組むための知識レベルやデータの必要度は、地域によって差があるであろう。したがって、オーストラリアは、IWC が優先事項だと特定し、加盟国間で合意された知識の溝に取り組むための、地域的、非致命的な共同研究プログラムの策定を提唱する。

その最初の重大な一歩として、このプログラムのためのモデル作りを提案する。具体的には、国際的な協力体制の「南大洋クジラ調査パートナーシップ」である。

現在、調査船活動を中心とする IWC の SOWER 計画やオーストラリア南極部の上空からの調査により、南極の氷の下のミンククジラの個体数を推定する作業が進められている。この SOWER 計画は、IWC 科学委員会のサポートを受けており、IWC における共同調査の好例であると同時に、南大洋クジラ調査パートナーシップの理想的な土台となるものである。

南大洋クジラ調査パートナーシップは、SOWER 計画を土台とするが、同時に共同調査の目標を広げ、さらに多数の国々の参加を呼びかけるものとなる。われわれは、2008 年 6 月に行われる第 60 回 IWC 会議に向けて、可能な研究目標、パフォーマンスの測定法、方法論的アプローチを作ることを提案する。

この種の共同研究パートナーシップは、IWC の活動を強化し、クジラの保護・管理・回復を向上するものである。

### 3.3 科学調査のための改良型アプローチ

特別許可証による調査捕鯨は、現在の IWC において最も意見の分かれる問題である。条約第 8 条にもとづき、加盟国政府は科学調査目的でクジラを殺し、捕獲し、処理することを国民に許可することができる。現在では、IWC 科学委員会が検証できるよう、許可証を発給する政府は、調査捕鯨プランを提出することが求められている（この場合、申請者の立会いは認められる）が、特別許可の下でのクジラの捕殺を IWC が禁ずることができる根拠が存在しない。



## Australian Government

商業捕鯨のモラトリアムが開始されて以来、これまでに 1 万 500 頭以上のクジラが第 8 条のもとで捕殺されてきた。現在、科学調査の名目でのクジラ捕殺は、モラトリアム開始以前の科学調査による捕殺の 10 倍になっている。

IWC はこれまでに、調査捕鯨の廃止と今後の科学調査を非致死的方法により行うよう求める決議を、30 回以上にわたり採択している。こうした決議の背景には、クジラ種の管理と保護に必要な情報は、非致死的方法によって得ることができる、という多数の理解がある。

現在の IWC 加盟国の大多数は、商業規模の「調査捕鯨」という形での第 8 条の行使に反対している。そして、これらの国々の大半は、いかなる形であれ商業捕鯨を再開しようという動きには賛意を示さないであろう。しかし、大多数の加盟国がそういう考えであるからといって、第 8 条を改正できるとはかぎらない。条約の改正を有効なものとするには、外交会議の開催と加盟国全ての賛成が必要だからである。そして、短中期的に見た場合、このような事態が生じる可能性は非常に低いといわざるを得ない。

第 59 回の IWC 会議で、科学委員会は致死科学調査の新規提案の審査、及び原則として、特別許可の下で行われている調査捕鯨のデータを、その調査捕鯨中および最終的に検証するための、新しい手続きに合意した。

この新たな手続きの主な特徴は、特別許可による調査のための提案およびその結果を検証する、専門家によるワークショップの開催である。この中では、さらに少数のグループ（パネル）による、具体的な基準に照らしての調査捕鯨の検証も行う。

IWC は、この新たな手続を採用し、ワークショップからの報告は科学委員会で話し合い、その内容をさらに IWC に報告することで合意した。これは、科学捕鯨プログラムの適切な検証と評価に向けての大きな一歩であるといえる。しかし、専門家のワークショップの提言に従って、どのように適切な行動をとるべきかについては、まだ規定されていない。

オーストラリアは、ICRW および IWC のもとの調査捕鯨は、IWC の直接的な権限により精査されるべきであると提案する。

第一に、こうした調査捕鯨の全ては、委員会が優先度が高いとした調査の必要性和リンクさせるべきである。それにより、これらの知識の溝を埋め、もっとも早急に回答を要する科学的問題に取り組むための、組織的な国際協力が可能となる。

第二に、IWC はこれらの科学調査がかならず遵守しなければならない以下のような基準について、合意を図るべきである：

- 成果を定量的に評価する手段
- 非致死的手順の有無と、その利用
- 専門家による評価
- 透明性と開かれたプロセス



## Australian Government

第三に、全ての IWC 加盟国は、IWC の許可無く第 8 条の特別許可証を発給しないよう、確約すべきである。そして、加盟国からの発給申請については、IWC がこれを審査し、科学調査のための合意された優先順位と基準に厳密に照らした上で、発給の可否を決定する必要がある。

この方法によれば、ICRW および IWC のもとでの科学活動のすべては、加盟国の合意に基づく、科学的裏づけがしっかりとなされたものであり、また、IWC が採択してきた他の保護管理方法を尊重するものであることが確実となる。

オーストラリアは今後も長期的に、国際捕鯨取締条約第 8 条の改正を強く支持していくが、その一方、IWC 加盟国政府が合意することにより、これまでに述べてきた数々の提案をただちに実現できるという可能性を信ずるものである。「特別許可」を理由に、IWC の合意も厳密な科学的検証もなく、IWC が採択した保護管理手段を尊重しないままに捕鯨活動を行えるという制度の抜け穴を防ぐ意味で、ここで述べてきた提案の実現は、実効性ある最初の一步となるであろう。また、この提案は、科学分野における加盟国の協力体制を強化することにより IWC の組織力を高め、現在、IWC の活動に最も深刻な緊張をもたらしている原因を排除する点でも、有効性が期待できる。